

平成29年度

中心市街地活性化関連支援措置の概要

経済産業省
地域経済産業グループ
中心市街地活性化室

中小企業庁
経営支援部商業課

地域・まちなか商業活性化支援事業 (中心市街地再興戦略事業)

【平成 29 年度予算額】
500 百万円

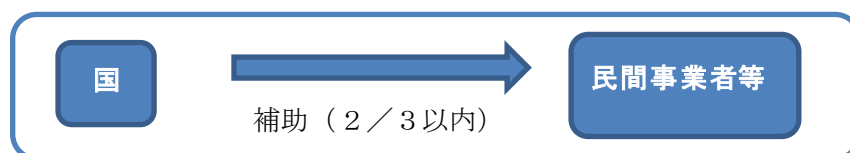
1. 事業概要・目的

- 中心市街地等のまちなかの商業機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進することで、地域経済の活性化を実現するために、中心市街地活性化法に基づいて以下のような支援を行います。
- 地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行います。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）を支援します。
- また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るための調査、専門人材活用等を支援します。

2. 対象者

民間事業者

地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの



3. 支援内容

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受けた市町村等において、民間事業者が実施する以下の取り組みを支援します。

■調査事業

対象事業: ニーズ調査、マーケット調査、機能状況調査 等

補助額: 上限 1,000 万円、下限 100 万円

補助率: 2/3以内

■専門人材活用支援事業

対象事業: タウンマネージャー等のまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘 等

補助額: 上限 1,000 万円(1,500 万円※)、下限 100 万円

補助率: 1/2以内(2/3以内※)

※補助事業者に対し、地方公共団体からの費用負担が確認できる場合は、補助上限額及び補助率をかさ上げします。

■先導的・実証的事業

対象事業：商業施設、商業基盤施設の整備

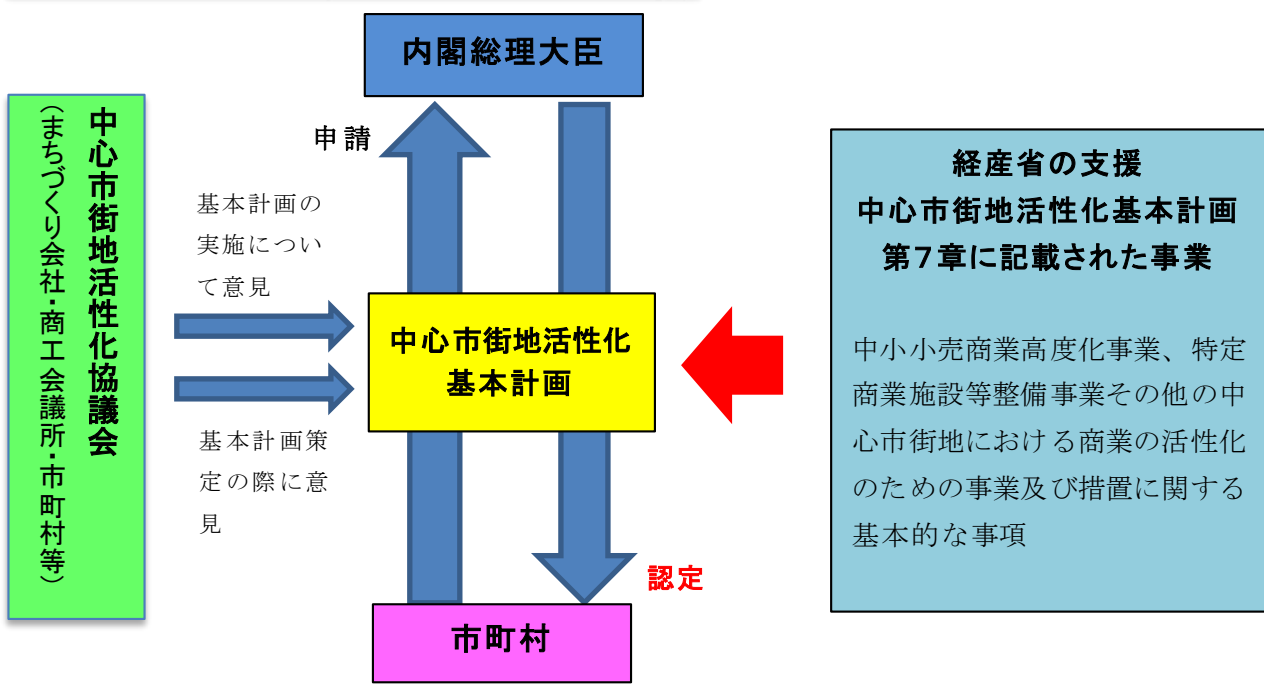
補助額：上限 1.0 億円(2.5 億円※)、下限 500 万円

※経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業については、補助上限額をかさ上げします。

補助率：1/2以内(2/3以内※)

※経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業及び、まちづくり会社が事業者となる事業については、補助率をかさ上げします。

中心市街地活性化基本計画の認定スキーム



高度な商機能の整備に向けた支援



事例)
農産物直売所やスーパーニアショップ、スイーツカフェ等、住民や観光客等のニーズに対応できる複合集客施設と大型駐車場を整備する事業

中小企業総合経営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【29年度予算額】
中小企業経営支援事業
2,279百万円の内数

【28年度予算額】
中小企業経営支援事業
2,334百万円の内数

(1) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取組を支援します。

[対象者]

- ・ 中心市街地活性化協議会
- ・ 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所・まちづくり会社等の組織
- ・ 認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者

[利用者負担]

原則なし

【セミナー型】 個別事業等実施のためのセミナー・研修会・勉強会への支援

中心市街地の経済活力向上に資する個別事業実施または協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援・講師の派遣を行います。

【プロジェクト型】 個別事業等実施のための診断・助言を通じた支援

中心市街地の経済活力向上に資する個別事業に対し、事業の実効性を高めるために、複数の専門家によるプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた診断・助言・課題整理等を行います。

【支援対象事業】

- ① 中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に記載されている、または同計画への追加を目指す商業活性化事業
- ② 認定期間が終了した基本計画に掲載されている商業活性化事業
- ③ 地域で定めた中心市街地活性化のための基本計画等に記載されている、または同計画への追加を目指す商業活性化事業

【支援内容】

商業活性化個別事業に対する以下①～④のいずれかの段階の支援

- ① 事業の構想化支援(事業構想を作成する支援)
- ② 事業構想の事業化支援(事業計画を作成する支援)
- ③ 事業計画のブラッシュアップ支援(既にある事業計画の精度を上げる支援)
- ④ 既の実施された基本計画記載事業の改善支援(事業運営の改善に係る支援)

(2) 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立・運営等に対して、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センター（以下「センター」）を中心として、以下のような支援を実施します。

★電話等による各種相談

協議会の設置や運営などに関する様々な相談に対応します。
電話・メール等で相談を受け付けます。

★各種情報提供

センターのHPから各種の情報提供を行います。

- ・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
- ・協議会・地域の活動状況
- ・全国各地のまちづくり取組事例
- ・国等の支援策
- ・メールマガジンの発行

★協議会のネットワーク構築支援

協議会同士がネットワークを構築するための活動の支援を行います。

- ・全国各地の協議会の課題を共有し、解決に向けて意見交換を行う交流会の開催支援
- ・メーリングリストの運営により協議会関係者間の意見交換や情報発信の場を提供



中心市街地活性化協議会支援センター

TEL 03-5470-1623

<http://machi.smrj.go.jp/>

中小企業庁
商工4団体等
関係機関と連携

各種相談

各種情報
提供

協議会の
ネットワーク
構築支援

中心市街地活性化協議会設立・運営等の支援

(3) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、アドバイスをを行います。

[対象者]

- ・ 中心市街地活性化協議会
- ・ 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所・まちづくり会社等の組織
- ・ 認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者

[利用者負担]

- ・ 年間累計3日分（基本計画認定地域は5日分）まで無料。
それ以降は1日の派遣につき17,200円、半日の場合は8,600円のご負担となります。

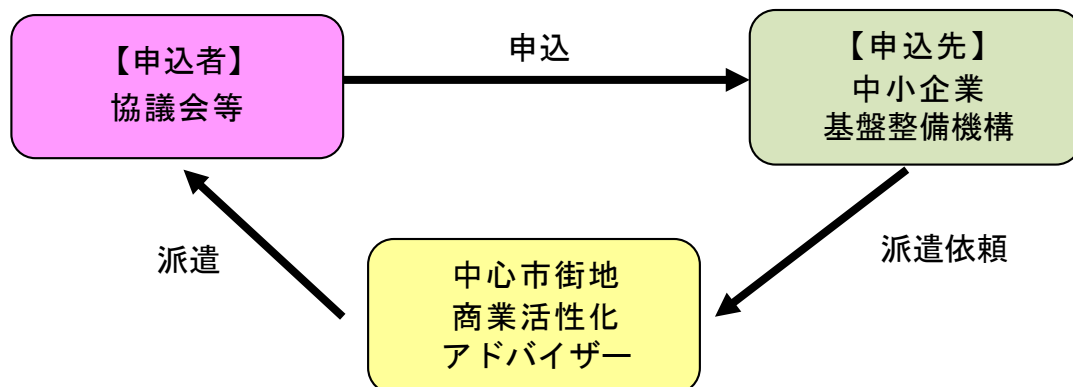
[支援内容]

中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイス、個別事業（※）実施に係るアドバイスを行います。

(※) 個別事業

- ① 中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に記載されている、または同計画への追加を目指す商業活性化事業
- ② 認定期間が終了した基本計画に掲載されている商業活性化事業
- ③ 地域で定めた中心市街地活性化のための基本計画等に記載されている、または同計画への追加を目指す商業活性化事業

【スキーム】



税制支援措置

1. 土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

- 個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。

2. 土地・建物や設備等の取得時の減免措置

- 中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる

土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1/2に軽減する。

- ・所有権の保存登記 1,000分の2(本則1,000分の4)
- ・所有権の移転登記 1,000分の10(本則1,000分の20)

財政投融资

低利融資制度(企業活力強化資金)

中心市街地関連地域において、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化等を図るために必要な設備資金及び運転資金に対する低利融資を行う。

- 【融資先】**
- (1) 中心市街地関連地域において卸、小売、飲食、サービス業及び不動産賃貸業(中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する者に限る)を営む者
 - (2) 中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき施設整備を実施する中小企業者
 - (3) 中心市街地活性化法に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画により整備された施設において、卸・小売・飲食店及びサービス業を営む中小企業者

【資金使途】

融資先(1): 合理化及び共同化等を図るための設備の取得、セルフサービス店の取得、集配センターの取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進、人材確保、新分野への進出等の事業を行うために必要な設備資金及び運転資金

融資先(2): 施設整備を実施するために必要な設備資金及び運転資金

融資先(3): 施設に出店するために必要な設備資金及び運転資金

【貸付利率】中心市街地関連地域(中活法による中心市街地等)で事業を行う場合

融資先(1): 特別利率①又は②(中小企業事業)

特別利率②又は③(国民生活事業)

融資先(2): 特別利率③(中小企業事業)

融資先(3): 特別利率③(中小企業事業)

【限度額】

中小企業事業 7.2億円

国民生活事業 7,200万円

※貸付利率及び限度額についての詳細は、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

中心市街地活性化に関するお問い合わせ先一覧

経済産業局等	窓口	連絡先(電話番号)	URL
経済産業省本省	地域経済産業グループ 中心市街地活性化室	03-3501-3754(直通)	http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/index.html
中小企業庁	経営支援部 商業課	03-3501-1929(直通)	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html
北海道経済産業局	産業部 流通産業課 商業振興室	011-738-3236(直通)	http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/kasseikahou.htm
東北経済産業局	産業部 商業・流通サービス産業課	022-221-4914(直通)	http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shogyo/index_syogyo.html
関東経済産業局	産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	048-600-0317(直通)	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html
中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	052-951-0597(直通)	http://www.chubu.meti.go.jp/c56tyuukatu/index.html
近畿経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	06-6966-6025(直通)	http://www.kansai.meti.go.jp/shogyo.html
中国経済産業局	産業部 流通・サービス産業課	082-224-5655(直通)	http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p3.html
四国経済産業局	産業部 商業・流通・サービス産業課	087-811-8524(直通)	http://www.shikoku.meti.go.jp/b1_shougyou.html
九州経済産業局	産業部 流通・サービス産業課 商業振興室	092-482-5456(直通)	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	098-866-1731(直通)	http://ogb.go.jp/keisan/keisan_keisan_syoumu.html



まちづくりに関するあらゆる情報が詳しく御覧いただけます。

まちづくり総合情報サイト <http://www.machigenki.go.jp/>